

ベース・レジストリと制度的課題について

登記情報の提供に係る今後の対応方針

2023年5月17日

デジタル庁

本日まで報告させていただきたいこと

第19回作業部会（3/28）の概要：

構造改革のためのデジタル原則における「⑤共通基盤利用原則」の具体化として、登記情報を行政機関間で共有するための役割分担について、以下の方針がとりまとまったところ。

- 利用者ニーズに応じた提供のためのAPIや認証認可等の「連携基盤」はデジタル庁が担い、「データの品質の担保」については、登記申請者等とのタッチポイントを持つ法務省が担っていくことを原則とすること
- 登記情報システムの更改時期やリソース等の事情を鑑み、過渡期においてはデジタル庁が「データ品質の担保」について担うこと

今回は、とりまとめた方針に基づくロードマップ^oの考え方を提示させていただきたい。

第19回作業部会の議論概要

(上野山構成員)巨大ソフトウェア案件を長く携わってきた専門家の方々をどこまでうまく開発初期フェーズから入れられるかが重要。今後何をつくるか、一定の変更が入る中、いかに生産性を落とさずに作るかの「作り方のインセンティブ」の議論は非常に重要。

(落合構成員)連携基盤を共通基盤化していくことは大事。商業登記のほうは基本的にそこに書かれていればそれが正になるような類いの情報だと思う。実際に今のタイミングで法務省のほうでは法務局を通じてスクリーニングをされていると認識しているので、基本的な情報の入力項目や、そこに入力できる内容は既に定めていただいております、基本的には法務省でないといけないという部分ではあるかと思う。(稲谷構成員)今回いただいた御提案というのは現実的、かつ過渡期とその後というのを分けて考えるということも現実的だと思う。また、拡張性を考えていくということも重要。

(国税庁)文字の縮退・正規化がされたデータを受け取るということですが、システムで自動的にやっているとおっしゃいましたが、当然処理結果の確認等は事務として行っていますので、もしも商業・法人登記簿のデータについて我々が行っているような作業の状態を提供を受けることができるようになれば、大変ありがたい状態になってくるということ。

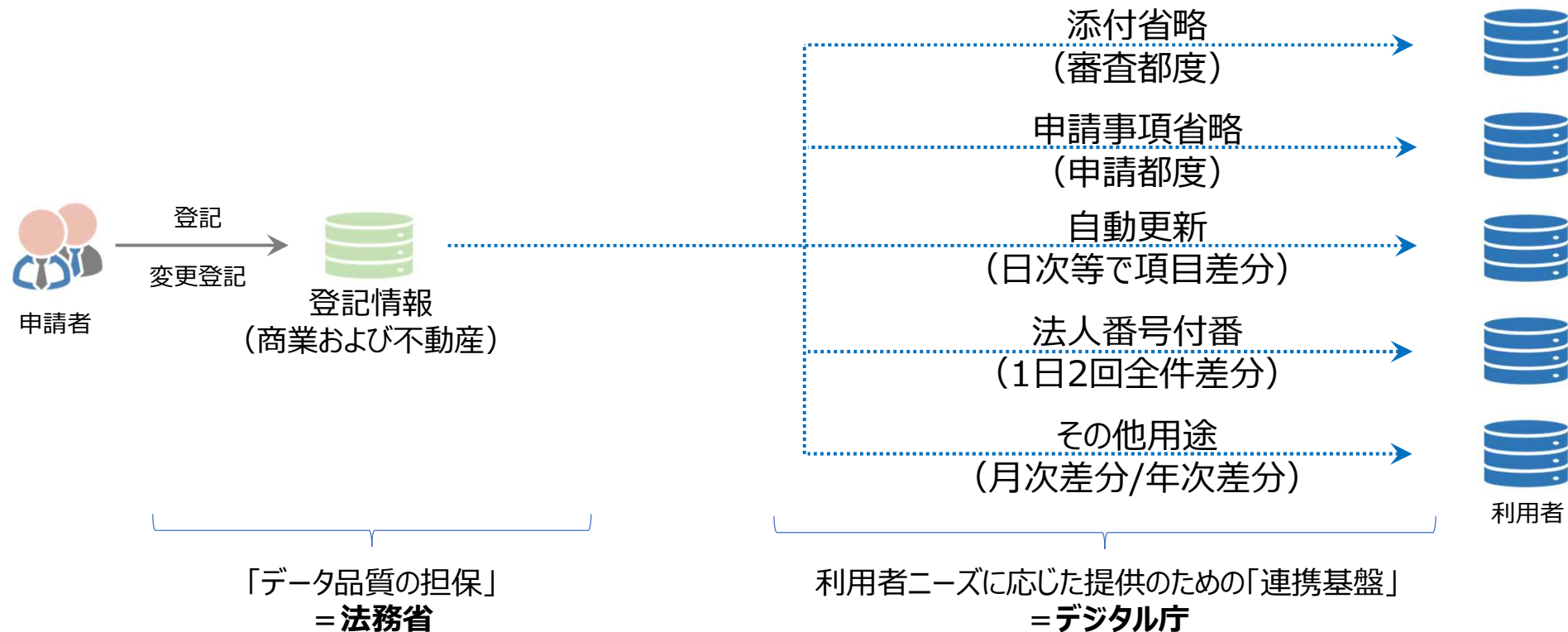
(法務省)役割分担については商業登記と不動産登記がございますので、これを一体で考えるということがもちろん必要であるというように考えております。なおかつベース・レジストリとして統合的に整理する必要があるのではないか。データの整備に当たっては、登記制度上、対応可能なことと対応不可能なことがあることが前提になりますので、その上で関係省庁と十分な調整を行う必要がある。過渡期と原則論、いずれにおいても予算面も含めてデジタル庁にしっかりと主導的な役割を果たしていただく必要がある。

(法務省)不動産登記情報については、デジタル庁の費用負担でデータクレンジングの実証実験が相当な規模で実施されているところであり、現在はその結果、成果を待っている状況であるが、それを待って、今後も継続的に問題となる品質確保のための方策や、それに要する費用負担等を議論する必要がある。それについては、デジタル庁、あるいは登記情報を利用する行政機関とも相談させていただきながら、もし利用者側のニーズでデータの修正や見直しが必要なのであれば、その点は利用者側に応分の負担をお願いしながら、対応していきたい。

登記情報提供のための方針と役割

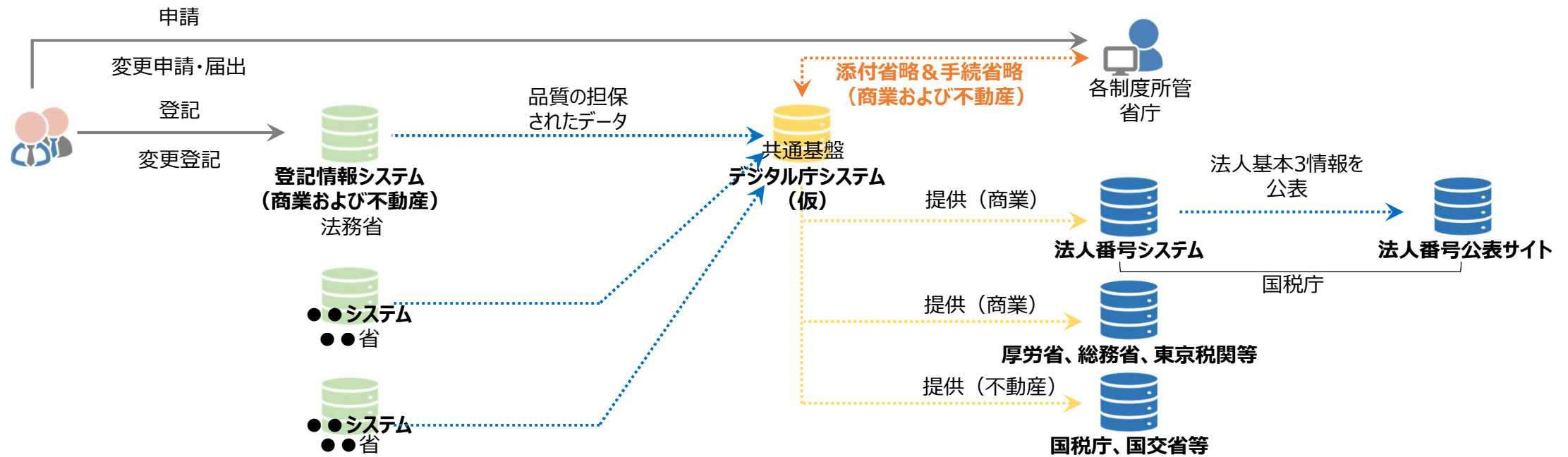
【参考】第19回デジ臨作業部会
資料より更新し作成

- 登記情報の利用者ニーズ（項目/頻度等）に応じ、APIや認証認可等の情報提供するための「連携基盤」については、データの拡張性も考慮し、共通基盤としてデジタル庁が整備。
- その上で、「データ品質の担保」については、上流で担うほど全体最適が実現できることから、登記申請者等とタッチポイントを持つ法務省にて、その役割を担う。



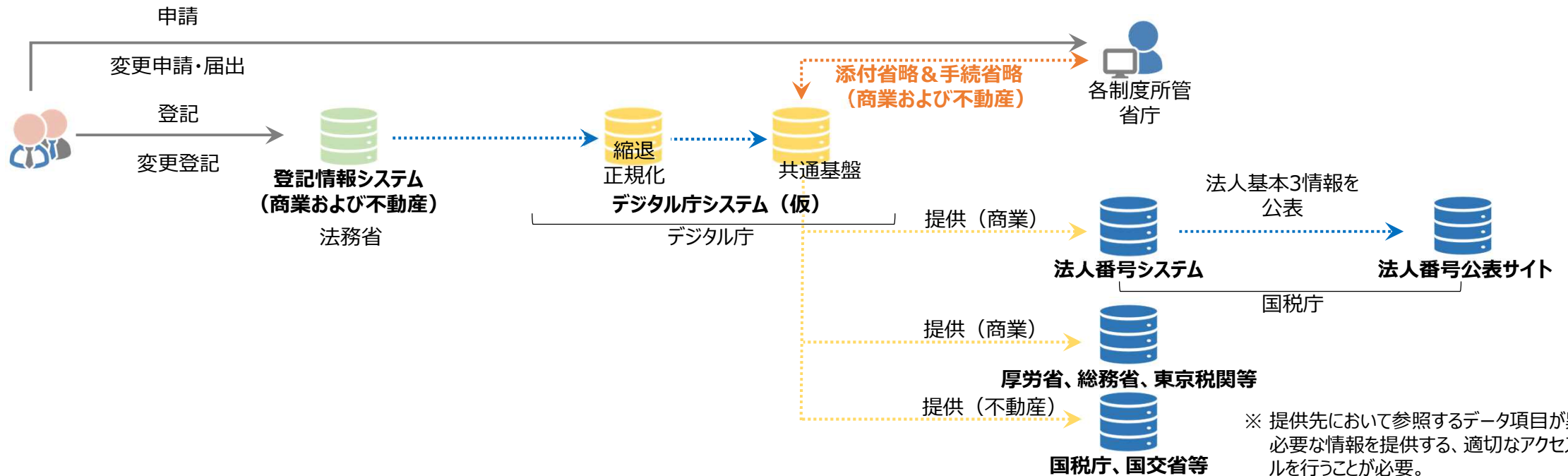
登記由来のベース・レジストリの整備と提供 目指す姿

- 法務省の運用管理する、登記情報システムに、「データ品質の担保」を担うための規格等のルールを適用することは、既に次期システムが開発段階にあることから、**次々期システム更改（2030年予定）のタイミングで適用していくことが現実的。**
- また、次々期システム更改を見据え、**国の行政機関等における「住所」や「文字」に係る規格、登記時における入力ルール等の検討も、登記制度との整合性に留意しつつ、並行して行うことが適切。**



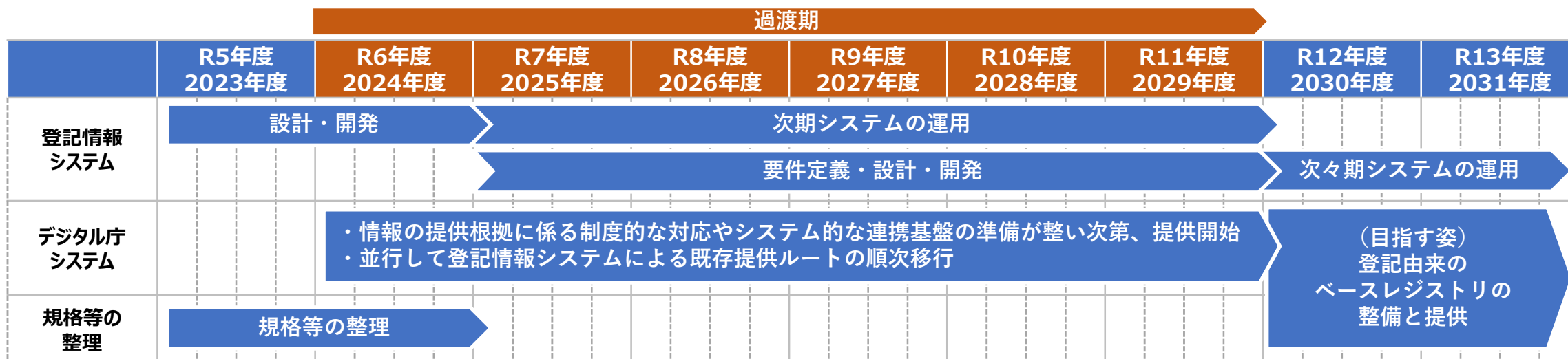
過渡期における対応

- 登記情報システムの次々期システム更改（2030年予定）までの過渡期においては、**デジタル庁にて、情報の提供根拠に係る制度的な対応やシステム的な共通基盤の準備が整い次第、住所の正規化や文字の縮退等を実施した上で、利用者への登記情報の提供を開始する。**
- また、デジタル庁側の**準備が済み次第、**登記情報システム経由による、既存の提供ルートについては、**順次移行して一本化する。**



方針に基づくロードマップの考え方（案）

- ① 登記由来のベース・レジストリの整備と提供については、登記情報システムの**次々期更改タイミング（2030年予定）に完成を目指す**
- ② 過渡期においては、デジタル庁において、情報の提供根拠に係る制度的な対応やシステム的な連携基盤の準備が整い次第、住所の正規化や文字の縮退等を実施した上で、速やかに登記情報の提供を開始。これまでの既存の提供ルートについては、デジタル庁側の準備が済み次第、順次移行する
- ③ **次々期登記情報システムの更改を見据え**、デジタル庁において、国の行政機関等における「住所」や「文字」に係る規格の整理を行う



法人BRを実現することによる政策効果

添付省略の場合

- 登記情報の連携については、現状は**国の行政機関のみ**の仕組みである。
- 自治体まで含めて**連携できる仕組みとした場合の政策効果は以下のとおり。

対象手続き数（自治体における登記事項証明書の添付を求めている申請件数）

約 6 0 0 万件

約141万件（47都道府県×約3万件※1）
 + 約475万件（792市（区町村は除く）×約6千件※1）
 ≧600万件

※1 「デジタル庁・法務省 登記情報システムに係るプロジェクトの推進について（2022年3月時点）」
 なお、本調査は調査の都合上、対象自治体が少数に限られたものであり、22自治体における登記事項証明書の添付を求めている申請件数の平均件数から試算。

政策効果

約 6 9 億円

①申請者の申請に係る時間的コストの削減
 600万件×1,150円（申請者の時給2,300円※2×50%※3）≒69億円

※2 申請者は国税庁「令和3年分 民間給与実態統計調査」、審査者は総務省「令和4年地方公務員給与実態調査結果等の概要 地方公務員給与実態調査結果等 平均給与月額」よりデジタル庁試算。

※3 申請者が登記事項証明書の発行に要する時間を30分と試算。
 なお、審査側は添付省略された場合においても、審査効率は上がるとは限らないため、コスト削減対象外

手続省略の場合

- 日本全体では、**複数の制度**において法人基本情報の変更がなされている。
- 法人基本情報に係るデータを整備し**組織間で共有**することで、手続省略を実現した場合の政策効果は以下のとおり。

対象手続き数

約 5 2 5 万件

7制度※4×75万件※5≧525万件

※4 少なくとも7制度（例：税/社会保険/許認可/規制/支援制度/給付・支援金/ログイン認証）において手続省略が可能と試算。

※5 2021年登記統計「会社及び登記の種類別 会社の登記の件数」より、少なくとも登記の項目のうち3項目（名称・本店・役員情報）の変更があるものについて手続省略が可能として加算。
 （商号の変更:15,489件、本店の移転:159,908件、役員に関する事項の変更: 603,751件）

政策効果

約 1 4 4 億円

①申請者の申請に係る時間的コストの削減
 525万件×2,300円※2※6≒120億円
 ②審査者の審査に係る時間的コストの削減
 525万件×2,300円※2×20%※7≒24億円

※6 申請者が登記事項証明書の発行に要する時間を30分、申請に要する時間を30分、合計1時間と試算。

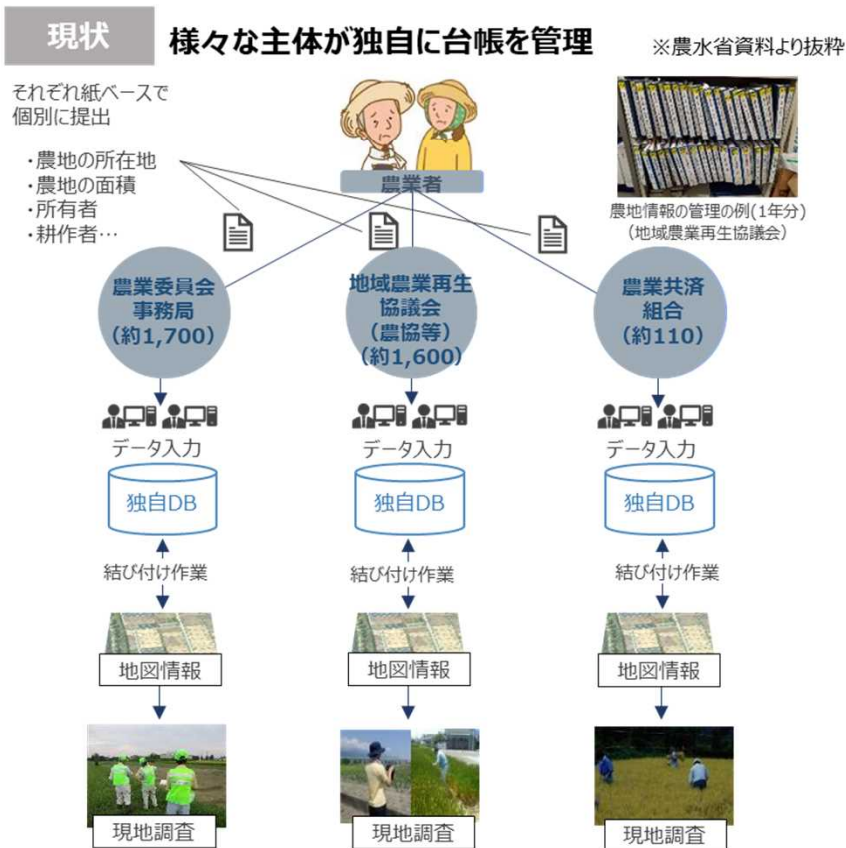
※7 実際に審査を行う制度関係者へのヒアリングより事務局にて作成。

⇒添付省略と手続省略の合計で約 2 1 3 億円の政策効果を見込む

不動産BRを実現することによる政策効果

【参考】第19回デジ臨作業部会資料より再掲

不動産登記情報を悉皆的に活用した施策の例（農地管理）



取組 不動産登記由来の地番情報をキーにした台帳同士の紐づけ

↓
台帳管理コストの削減や電子地図を活用した
現地調査に関する準備・記録作業の効率化

台帳の更新に係る業務

- 情報更新 **2,136時間/年** × 3機関 = 年間約**14,738,400円**の人的費
- 書類の量 **57,300枚/年** × 3機関 = 年間約**1,719,000円**の紙代

(若手県花巻市経営所得安定対策に関するデータより試算)
※人件費：1時間2300円で試算
※紙代：1枚10円で試算

現地調査の準備に係る業務

- 現地調査用の紙の地図準備作業
40時間/年 × 3機関 = 年間約**276,000円**の人的費

(神奈川県厚木市農地利用状況調査より試算)
※人件費：1時間2300円で試算

現地調査に係る業務

- 現地調査
約**23,000筆** × 年**2~3回** × 3機関 = 年間約**31,740,000円**の人的費

(佐賀県白石町経営所得安定対策に関するデータより試算)
※1筆2分×2人、年3回、人件費1時間2300円で試算

1 地方公共団体で 年間合計 **48,197,400円** (約 4900万円) のコストが発生
国全体 (1700団体) で 年間合計 **81,935,580,000円** (約820億円) のコストが発生

※このほか、農業者目線では、申請ごとに異なる機関に書類を提出する手間、現地調査を受けるにあたり、対象のほ場がわかるように看板を立てる等の手間が発生している。

削減される業務量（試算）

- 申請書類からのデータ入力や書類保管の作業時間 → **ゼロ**
- 現地調査の紙の地図作成や帰庁後の再入力の時間 → **ゼロ**
- 現地調査時の誘導や調査結果の記入に要する時間 → **6割程度削減**

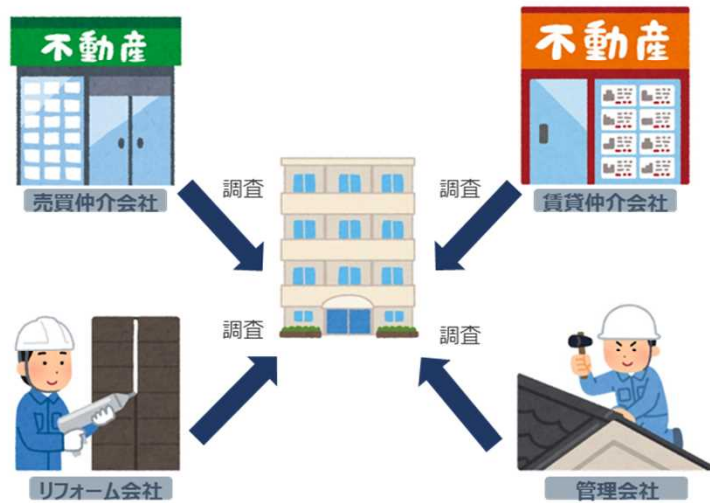
※農林水産省
「デジタル地図」を活用した農地情報の管理に関する
検討会（令和2年）を参考にデジタル庁作成

不動産BRを実現することによる政策効果

【参考】第19回デジ臨作業部会
資料より再掲

不動産登記情報を悉皆的に活用した施策の例（不動産取引）

現状 関係会社がそれぞれ物件について情報収集



取組

- ・土地系ベース・レジストリの整備
- ・不動産IDの付番促進

↓

不動産IDをキーとした情報連携により、
事業者による物件管理の容易化・効率化を促進

※不動産の査定等に必要調査項目のうち行政機関の保有する情報について、取得がより容易になれば、不動産取引に関する業務はより大幅に効率化

不動産の査定に係る業務

- 調査 5時間/件 × 3会社 × 年400,000件 = 年間約**13,800,000,000**円の人件費
 - 書類作成 2.5時間/件 × 3会社 × 年400,000件 = 年間約**6,900,000,000**円の人件費
- ※時間：国土交通省「不動産流通市場における情報整備のあり方研究会（平成24年）」を参照
 ※人件費：1時間2300円で試算
 ※不動産取引（売買）年間400,000件で試算
 （国土交通省「不動産取引件数・面積」2020年を参考に、平均値×12月でデジタル庁にて算出）
 ※1件あたり3つの会社が同じ作業を行う仮定で試算

広告媒体の作成に係る業務

- 調査 2.5時間/件 × 2会社 × 年400,000件 = 年間約**4,600,000,000**円の人件費
 - 書類作成 2時間/件 × 2会社 × 年400,000件 = 年間約**3,680,000,000**円の人件費
- ※時間：国土交通省「不動産流通市場における情報整備のあり方研究会（平成24年）」を参照
 ※人件費：1時間2300円で試算
 ※不動産取引（売買）年間400,000件で試算
 ※1件あたり2つの会社が同じ作業を行う仮定で試算

契約書（重要事項説明書、売買契約書）作成に係る業務

- 調査 8時間/件 × 1会社 × 年400,000件 = 年間約**7,360,000,000**円の人件費
 - 書類作成 6時間/件 × 1会社 × 年400,000件 = 年間約**5,520,000,000**円の人件費
- ※時間：国土交通省「不動産流通市場における情報整備のあり方研究会（平成24年）」を参照
 ※人件費：1時間2300円で試算
 ※不動産取引（売買）年間400,000件で試算

国全体で年間合計 **41,860,000,000**円（約419億円）のコストが発生

※このほか、不動産賃貸に関しても、同様に広告媒体作成に係る業務、契約書作成業務があり、それぞれに情報収集コストが発生している。